

平成23年度環境技術実証事業検討会 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 ワーキンググループ会合(第1回) 議事概要(案)

1. 日時：平成23年4月25日（月）10：00～12：00

2. 場所：航空会館 201会議室

3. 議題

- (1) ワーキンググループの設置について
- (2) 実証試験要領の見直しについて
- (3) 実証機関の募集・選定について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

4. 出席検討員：藤田正憲（座長）、岡田光正、徐開欽、名取眞
事務局：環境省、財団法人日本環境衛生センター

5. 配布資料

- 資料1 平成22年度環境技術実証事業検討会 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 ワーキンググループ会合（第2回）議事概要（案）
- 資料2 平成23年度環境技術実証事業検討会 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 ワーキンググループ設置要綱（案）
- 資料3 平成23年度環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領（第4版）に向けた見直し（案）
- 資料4 平成23年度環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領（案）
- 資料5 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野における実証機関選定の考え方について（案）
- 資料6－1 実証機関の募集における申請書類について（案）
- 資料6－2 実績実証機関継続申請書類について（案）
- 資料7 今後のスケジュール（案）
- 参考資料1 平成23年度環境技術実証事業 実施要領
- 参考資料2 環境技術実証事業 実施要領 新旧対照表（検討員限り）

6. 議事

会議は公開で行われた。

(1) ワーキンググループの設置について

- ・事務局から資料2に基づき、ワーキンググループ設置要綱（案）について説明。

(2) 実証試験要領の見直しについて

- ・事務局から、参考資料2（検討員限り）に基づき、平成23年度環境技術実証事業 実施要領の改訂点等について説明。
- ・事務局から、資料3、資料4に基づき、実証試験要領の見直し（案）について説明。主な検討内容は以下のとおり。

①ロゴマークの確定について

【岡田検討員】実証番号で検索しても検索できないと書いてあるが、環境技術実証事業ウェブサイトのトップページ右上に載っている Google 検索で、実証番号を入れれば検索可能である。

【環境省】資料3の表現がグレーな書き方であるが、環境技術実証事業のホームページ自体としては検索システムを導入していない状況と理解していただきたい。

【藤田座長】これまでの議論の経緯はあったが、ワーキンググループにおける検討結果として、分野名と実証番号、第三者実証による公開を入れたロゴマークを選定した。

②実証試験時から仕様変更（改良）等が行われた後の対応について

【岡田検討員】仕様変更は、クレームが付いたときなどに頻繁に行われるのが普通で、軽微な改良に対して環境技術実証事業の個別ロゴマークが使用できないと考えるのは良心的であり、逆にそう考えないで使用している場合もあるのではないかと。仕様変更後の環境技術実証事業の個別ロゴマーク使用に関しては今まで議論されていないので、このワーキンググループに仕様変更（改良）等に関する届けを出してもらい、これ位の変更なら基本となる原理・規格の範疇から外れていないので環境技術実証事業の個別ロゴマーク使用可とか、ここまでやってしまっただけは実証試験で行った原理・規格から逸脱しているので環境技術実証事業の個別ロゴマーク使用不可とかの判断をした方が、技術開発者側も心安らかに環境技術実証事業の個別ロゴマークを使えるし、改良もできるのではないかと。多くの場合、数がたくさん売れるものではないので、流通し始めると短期間のうちに改良が重ねられ、全く違う格好のものになってしまうことがある。基本原理は同じで、環境技術実証事業の個別ロゴマークを取っているがどうしたら良いかというようなランダムグレーが多くなると思われるので、野放しにはしない方が良いでしょう。

【藤田座長】事務局も野放しにするという考えではなく、何らかのルールを設けようとしているが、ここは大事なところなので、見直し（案）の取り扱いをどうするか。

【岡田検討員】この分野だけでなく、実証事業全体に関わると思うが、外国の実証事業ではどうなっているのか。

【藤田座長】その他の湖沼や閉鎖性海域などの分野も同じ状況と考えられ、恐らく、アンケートの回答も、技術を開発し販売する側の立場として相談窓口が見つからなかったことが原因といえる。相談を受ければ、実証試験時と同一技術の範囲内かどうかについて判断は可能であったと思う。

【環境省】大元にある「平成23年度環境技術実証事業 実施要領」では、第2部 第1章ロゴマークの使用 4. 表示方法 (2) 実証ロゴマークの遵守事項 ③に掲載されている部分で、解釈が難しいが、1つのイメージとしてシリーズの製品がある場合と、もう1つとして実証試験時と製品の性能に相違がある場合が示されていて、疑義がある場合には環境省と協議することになっている。ただ、実際の処理は実証機関の方に一度相談してもらって、これが手数料の対象になるかどうかは決めておかねばならないが、同一技術の範囲内かどうかを実証機関に判定してもらうのが一番良いのではないか。

【藤田座長】ということは、協議の窓口は環境省となり、環境省から何らかの形で実証機関などに話を持っていくという流れでいくと、実施要領の部分でも敢えて変更しなくても良いことになる。

【環境省】どこまでが同等程度で、どこからが違う可能性があるかは明示するとは書いてあるが、この解釈は難しいと思う。むしろ、積極的に協議してくださいということを周知するのが良いかも知れない。

【岡田検討員】そのとおりだと思う。

【藤田座長】岡田先生のご意見については、一応、従来から対応ができるような形になっているが、それをどう周知するのかを、環境省も含めて事務局で検討し、周知するための方法論を持たなければならない。これは今後とも、他の分野も含めて非常に重要なことといえる。特に、軽微なという微妙な表現ではあるが、現実には日進月歩であるのは間違いないし、他の国と協調していく場合も、軽微な変更にどう対応しているのかという表現は必ず出てくるので、明確にやっていますという体制は整えておかねばならない。

【環境省】認証とか、許可とかを謳うものではないということが、一昨年まではロゴマーク自体に入っていたので、間違えることはないと思われるが、それを受けて誤解を招かないような形で行ってきたが、平成21年度の申請者には新しいマークに変えても良いということが周知されているのかどうか。

【環境省】3月29日に開催された分野全体の実証事業検討会でも、総政局から、今回、ロゴマークのデザインを調整して、先ほどのようなロゴマークを確定している。基本的には、この新しいロゴマークに順次、過去のロゴマークも切り替えていくという大きな方針がある。この分野では20数技術なので、我々の方で平成15年度まで遡って、当時の実証番号や実証年度などを入れた新しいロゴマークを公表していく予定である。他の分野では技術数が多く対応が遅れる場合もあるが、この分野では平成21、22年度が出た後には対応していきたい。

【藤田座長】基本的には、この分野は平成15年度から続いており、非常に長い歴史を積み

重ねているので、その時その時で変わってしまうのもおかしい。もう一方で、先ほどの議論の中でもあったが、平成 15 年度の技術はおそらく変わっているだろう。変わっていることに対して、極端にいうと、追いかけて新しいロゴマークを使ってもいいですよと言わざるを得ない。そのところは、環境省あるいはこのワーキンググループでも構わないので、チェックしておかなければならない。ちょっと脱線するが、本来、技術実証の場合、年限を区切るという考え方もかつてはあったと思う。例えば、5 年間に限って技術実証のロゴマークは有効であるということを示した方が良いのかも知れないが、そこに至るには別の議論をしていかなければならないし、チェック体制も必要といえる。

【環境省】拡大ワーキンググループに向けたアンケートによれば、平成 15 年度に実証されたものも、まだ幾つか販売されているので、ロゴマークを交付する際には変更されているかどうかを確認する必要がある。

【藤田座長】おそらく、変えている。

【岡田検討員】この実証事業が、逆に改良を妨げるようになることは、最悪といえる。実証を取ったから、下手に改良もせずにそのままで売り続けるということは、大きな問題である。

【藤田座長】そういうことも含めて、文章上ではあまり大きな変更はないと思うが、事務局として確実かつ柔軟に対応する必要があることを認識して欲しい。

特に実証試験時からの軽微な仕様変更に対しては、実証申請者が不利にならないことを前提として、環境省と実証機関が連携して確実に柔軟に対応できるような体制を整えること。そうはいっても、環境省が実証したということが損なわれないような対応も当然必要と考えられる。結論としては、事務局としての対応を今後の課題とすることで、実証試験要領の見直しについては、本ワーキンググループで了解が得られたこととする。

③実証試験要領（案）については、ワーキンググループ検討員の了解が得られたことを踏まえ、5 月連休明けを目処に公表する予定であることが確認された。

（３）実証機関の募集・選定について

・事務局から資料 5、6－1、6－2 に基づき、実証機関の募集・選定について説明。主な検討内容は以下のとおり。

【藤田座長】実証機関の応募には、民間企業、NPO 等に門戸を開いていることから、公平性・公正性の確保に関する規定が入っている。基本的には以前からも資料 6－1 や 6－2 の別添 6 で公平性・公正性の添付資料はあったが、十分には機能していなかった。従来、どちらかというと地方自治体や公益団体が中心だったためといえる。今後、民間や NPO 等が当然、手を挙げてくるようになったとき、公平性・公正性をどう担保するのか、どう審査するのかが問題になると予想され、別添 3 の説明資料を追加することになっている。

【岡田検討員】この分野だけに限った問題ではなく、他の分野全般に関わることといえる。

【藤田座長】山岳トイレの分野は、当初から NPO 法人が関わっていたが、公平性・公正性はどのようにチェックしていたのか。

【環境省】基本的には、同じような様式で実証機関に対して審査したものと思う。

【岡田検討員】公平性とは何かを厳密に考えると、厄介な問題になってしまう。

【藤田座長】公益団体なら当然、公益であるといえるし、その他は資料 6－1 や 6－2 の別添 6 にあるように、組織とか役員とかが、どうしても判断材料にならざるを得ない。

【環境省】他の分野で、昨年度募集をかけようとしたところ、検討員から、具体的にどういう観点から判断したいのか分からないという指摘があったので、組織図や役員名簿のみならず具体的な文章を関連資料とともに提出してもらうようにした。実証運営機関公募の際にも、今年から同じような形で書類を出してもらった。

【藤田座長】この分野だけでなく、分野全体に関わる問題である。現実には、ここ数年来、この分野において実証機関は増えていないし、殆ど議論するところまで至っていないが、もし何らかの形で公平性・公正性の適正な確保について議論する必要があるときは、こういう書類も 1 つの有効な判断材料になると理解し、こういう形で書類提出を求めることにする。

【岡田検討員】参考までに、他の国の実証事業では、どのようにして公平性・公正性を担保していると主張しているのか。主張の問題だと思っている。もっと言うと、プライベートな会社が、CSR として公平かつ公正にやりますと言って、社会貢献として実証事業をやりますと言ってきたらどうするのか。

【藤田座長】無いとは言えない。

【岡田検討員】だんだん、そういうことが進んでくるので、考えておいた方が良い。

【藤田座長】海外との協調とか、ハーモナイズドするということを考えていくと、必要な部分は調べておいて、自分たちの意見をしっかりと持っておかなければならない。是非そこは、環境管理技術室としての課題と考えて、アメリカなどの実証事業システムと違ってしまわないよう、しっかり調べておいて欲しい。その辺のところを外国と上手く調和して、連携していくことは、非常に大事だと思う。先ほど、ベトナムの話が出たが、中国も非常に強い関心を持っているということなので、日本と中国からいけば、当然、日本の技術者も向こうに行きたいと思っているのではないかな。

【岡田検討員】ベトナムと中国だと、社会主義国なので、官は絶対に正しい、公正だと思っている。

【徐検討員】中国は、最近、少し変わってきている。中国は去年、日本を視察に来て、廃棄物のシステムを作ろうとしている。日本を見本にしているので、日本が、その辺をしっかり抑えておかないと、上手くいなくなる。

【藤田座長】その中で、日本の実証機関には、地方自治体も、公益団体も、NPO も、民間企業も参加できるシステムになっているので、実証機関として開かれた形、一歩進んだ形で機能しているということを整理しておく必要がある。何でもかんでも全て官がやらなければならないということの方が逆に不自然で、そういう意味も含めて、是非、今後の課題と認識して欲しい。

【環境省】各国の制度の概要については、ようやく昨年度あたりから調べ始めたところである。具体的にどのように担保しているかということは、正にこれから整理しようと

している。

【藤田座長】 その中で、実質どのように公平性・公正性の確保を担保しているのかということが出てくると、このワーキンググループでは継続申請の場合に限り、前年度から変更がなければ、一部分は提出しなくても済むシステムを採用しているが、そういうことも受け入れられるかどうか、今後の状況に繋がってくる。

（４）今後のスケジュールについて

・事務局から資料７に基づき、今後のスケジュールについて説明。

【藤田座長】 今後のスケジュールのうち、５～６月に予定している第２回ワーキンググループは、新しい実証機関の応募があった場合に開催し、ワーキンググループで審査、判断することになる。なければ、ワーキンググループは開催しないで、従来どおり提出書類等で判断することになる。拡大ワーキンググループは１２月頃に予定しているが、その中で先ほど議論があった軽微な仕様変更や改良に対してどう対処していくのか、事務局（環境省）に案を練ってもらい、具体的な方法論を出してもらう。その結果、各ワーキンググループでやらなければならないのか、場合によっては環境省の判断、持ち回りの判断でやることなども含めて、何らかの具体的な方向性を見出せるものと思う。そのような内容も含めて、最終的には実証試験結果報告書の承認まで進めていきたいと思いますが、如何ですか。（検討員了承）

（３）その他

【環境省】 平成 21 年度に実証された 3 技術の概要版の冊子については、在庫がかなりあるので、必要な場合に連絡してもらえば、送付可能。平成 22 年度の試験結果は現在、最終的に取りまとめ中で、できあがり次第、今回確認済みのロゴマークとともに申請者に交付し、環境省から報道発表をする予定。

【名取検討員】 概要版冊子の英語版があると、海外向けに発信し易い。

【藤田座長】 英語版は、できるなら 1 ページ位にまとめた方が良い。

【環境省】 この概要版だけでも、英語版への検討をできるだけ考慮したい。

【事務局】 本日の議事については、議事要旨を事務局の責任で作成し、後日ホームページで公開する予定。（検討員了承）

以上